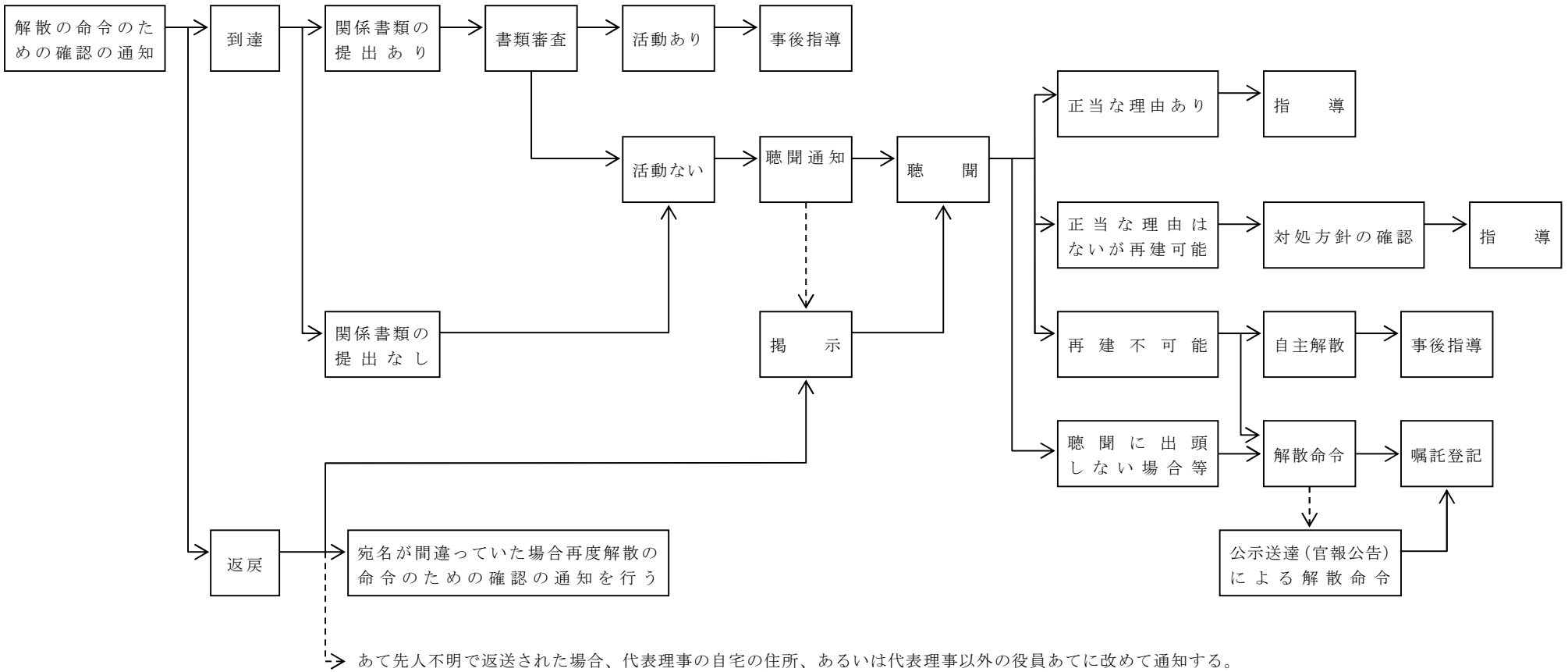
別紙

解散命令等の手続フロー図



様式１　解散の命令のための確認の通知

○川○○第　　号
年　　月　　日

○　○　組　合
代表理事　○　○　○　○　様

川　崎　市　長　　○　○　○　○　印

｛中小企業等協同組合法第 106 条第２項
中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項｝　の規定に基づく解散の命令のため

の確認について

貴組合は行政庁への提出が義務付けられている決算関係書類等について、最近３ヶ年にわたり未提出となっており、活動を行っていない疑いがあるため、活動の有無の確認をする必要があるので、次の要領により書類を提出してください。なお、貴組合が、正当な理由がないのに引き続き１年以上その事業を停止していると認められるときは、

｛中小企業等協同組合法第 106 条第２項
中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項｝　の規定に基づき解散を命じられることがあるこ

とをご承知おきください。

１　提出書類：①　最近３ヶ年の決算関係書類及びそれを承認した総会の議事録
②　提出しなかった理由を書いた書面
③　定款、役員名簿、組合員名簿
２　提出期限：○○年○○月○○日
３　提出場所：川崎市○○局○○部○○課　担当者氏名、住所、電話番号

様式２　聴聞の通知

○川○○第　　号
年　　月　　日

○　○　組　合
代表理事　○　○　○　○　様

川　崎　市　長　　○　○　○　○　印

解散の命令に係る聴聞の通知について

｛中小企業等協同組合法第 106 条第２項
中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項｝に規定する解散の命令について、川崎市行政手続条例第 13 条第１項第１号の規定に基づき次のとおり聴聞を行いますので、記載の期日に出頭のうえ意見を述べ、証拠書類又は証拠物（最近３ヶ年の決算関係書類及びこれを承認した総会の議事録、定款及び登記簿謄本等（以下「証拠書類等」という。））がある場合には、それを提出するよう通知します。

出頭できない場合は、記載の期日までに別添の陳述書及び証拠書類等の提出をもって出頭に代えることができます。

また、当市に対して、聴聞が終結するまでの間に不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

なお、代理人が出席する場合には、委任状を提出してください。

１　予定される不利益処分の内容及び根拠条文　｛中小企業等協同組合法第 106 条第２項
中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項｝の規定に基づく解散の命令について

２　不利益処分の原因となる事実　正当な理由がないのに｛成立の日から１年以内にその事業を開始していない
引き続き１年以上その事業を停止している｝と認めるため

３　聴聞の期日及び場所　○○年○○月○○日　午後○時
場所（部屋番号）

４　所掌する組織の名称及び所掌する組織の場所　川崎市○○局○○部○○課　住所　電話番号

５　主宰者の氏名及び職名　川崎市○○局○○部○○課　職名　氏名

（別　添）

年　　月　　日

主宰者　川崎市○○局○○部○○課
○　○　○　○　様

（住所）
○　○　組　合
代表理事　○　○　○　○

陳　　述　　書

次のとおり陳述書を提出します。

1　聴聞の件名　｛中小企業等協同組合法第 106 条第２項／中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項｝の規定に基づく

解散の命令に関する聴聞

2　解散命令の原因となる事実及び当該事案の内容についての意見

様式３　掲　　示

川崎市公告　号

次の組合は、その所在が不分明であって、川崎市行政手続条例第 15 条第１項及び第２項の規定に基づく解散の命令に係る聴聞の通知（以下「聴聞通知」とする。）を送達することができないので、川崎市行政手続条例第 15 条第３項の規定に基づき掲示します。

聴聞通知は、川崎市○○局○○部○○課に保管してあるので来庁の上、その交付を受けてください。

年　　月　　日

川　崎　市　長　　○　○　○　○　印

１　名　　称		○　○　組　合
２　住　　所		○　○
３　代　表　者　名		代表理事　○　○　○　○
４　聴聞の期日及び場所		○○年○○月○○日　午後○時 住所　部屋番号
５　所掌する組織の名称及び所掌する組織の場所		川崎市○○局○○部○○課
		住所 電話番号

様式４－１　解散命令（聴聞に出頭しなかった場合等）

川崎市指令○○　第　　号
住　所
○　○　組　合
代表理事　○　○　○　○　様

{中小企業等協同組合法第 106 条第２項 / 中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項} の規定に基づく解散の命令

について

○○年○○月○○日付け○○第○○号をもって貴組合に対し、川崎市行政手続条例の規定に基づく聴聞の通知を行いましたが、正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書若しくは証拠書類等を提出しておらず、又、正当な理由がないのに、成立の日から１年以内に事業を開始していない（又は、引き続き１年以上その事業を停止している）と認められるので、

{中小企業等協同組合法第 106 条第２項 / 中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項} の規定に基づき、貴組合に対し、解散を命じます。

○○年○○月○○日

川　崎　市　長　　○　○　○　○　印

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記１の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内となります。

様式４－２　解散命令（意見及び陳述の内容が十分でない場合）

川崎市指令○○　第　　号
住　所
○　○　組　合
代表理事　○　○　○　○　様

｛中小企業等協同組合法第 106 条第２項
　中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項｝の規定に基づく解散の命令

について

○○年○○月○○日付け○○第○○号をもって貴組合に対し、川崎市行政手続条例に基づく聴聞の通知を行い、○○年○○月○○日聴聞を行ったところですが、意見及び陳述の内容によっても、正当な理由がないのに成立の日から１年以内に事業を開始していない（又は、引き続き１年以上その事業を停止している）と認められ、かつ、将来の正常な運営を確保することができるとは認められないので、

｛中小企業等協同組合法第 106 条第２項
　中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項｝の規定に基づき、貴組合に対し、解散を命じます。

○○年○○月○○日

川　崎　市　長　　○　○　○　○　印

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記１の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内となります。

様式５

川崎市公告　号

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けている（又はその所在が知れないので）、{ 中小企業等協同組合法第 106 条第３項 / 中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第４項で準用する中小企業等協同組合法第 106 条第３項 } の規定に基づき、解散命令の要旨を次のとおり公告します。

〇〇年〇〇月〇〇日

川　崎　市　長　〇　〇　〇　〇　印

１　名称及び主たる事業所の所在地

{ 〇〇事業協同組合 / 〇〇商工組合 }

（所在地）

２　命令の要旨

{ 中小企業等協同組合法第 106 条第２項 / 中小企業団体の組織に関する法律第 69 条第３項 } の規定に基づき解散を命ずる。

３　教　示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の異議申立てを行ったか否かに関わらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記１の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内となります。

様式６

解　散　登　記　嘱　託　書

１　名　　称	○○○○組合		
１　主たる事務所	神奈川県川崎市○○町○○番地		
１　従たる事務所	神奈川県川崎市○○町○○番地		（注１）
１　登記の事由	解　　散		
１　登記すべき事項	○○年○○月○○日　川崎市長		の命令により解散
１　添付書類	解散命令の謄本（又は官報の写し）	１通	（注２）
	配達証明書の写し（又は受領書の写し）	１通	（注３）
	登記簿謄本（又は抄本）	１通	（注４）

上記のとおり登記を嘱託する。

○○年○○月○○日

川　崎　市　長　　○　○　○　○　印

横浜地方法務局　　川崎支局　　御中

（注１）従たる事務所所在地の管轄登記所に嘱託する場合に記載する。

（注２）主たる事務所所在地の管轄登記所に嘱託する場合に添付する。

（注３）（注２）に同じ。

（注４）従たる事務所所在地の管轄登記所に嘱託する場合に、主たる事務所所在地の管轄登記所において登記した旨の記載のある登記簿謄本（又は抄本）を添付する。